

「清流が育んだ歴史・産業が織り成す  
“水郷のべおかの景観”づくり」を目指して！

# 延岡市の景観づくり



どう、やっちみうかい！  
“住んでよし、訪れてよし”の  
延岡景観づくり

## 目 次

- ◆延岡市景観計画の概要……………P1～P2
- ◆建築物等の誘導……………P3～P8
- ◆景観法・景観条例による届出……………P9～P10
- ◆色彩、建築物の高さ等に関する考え方…P11～P12
- ◆届出手順と必要書類、届出・問合せ先…P13



# 延岡市景観計画の概要

## 延岡市の景観に対する取組み

延岡市は、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を”守り””育み””つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、平成20年4月に景観行政団体に移行し、平成22年度に景観法に則った「延岡市景観計画」と「延岡市景観条例」を定めました。

これに基づき、平成23年10月1日以降、景観計画区域（延岡市全域）内において一定の建築行為等を行う際は、建築基準法に基づく建築確認申請とは別に、景観に関する事前に届出が必要となり、その行為の内容について事前審査を受けなければなりません。

このパンフレットは、「景観法」、「延岡市景観計画」、「延岡市景観条例」に基づく各種手続きについて説明したものです。延岡市の良好な景観の形成のため、手続きの円滑な運用にご理解とご協力をお願いします。

## 延岡市の景観の魅力

延岡らしさを醸成し、市民や来訪者的心象に残る、主な景観の魅力は以下の通りです。

- 五ヶ瀬川・大瀬川等の複数の河川が流れるまちなかの景観



- 市街地を包み込む、祖母傾国定公園等の雄大な山紫水明の山地景観



- まちなかにある工場の景観



- 周辺の山なみや河川と調和した美しい田園景観



- 城山などの身近な歴史・文化的景観



- 河川・海沿いを走る国道やJR日豊本線からの情緒ある車窓景観



- 清流、北川・祝子川・五ヶ瀬川・大瀬川などの河川の景観



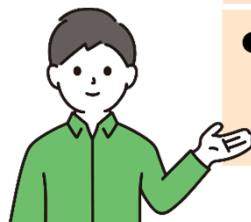
- 延岡市の顔となる駅周辺の景観



- 市街地に近接した長浜海岸や日豊海岸国定公園などの特徴的な海岸・海浜景観



- 市民による自主的な景観づくり



## 延岡市景観計画の基本目標とキャッチフレーズ

延岡市が目指すべき景観づくりの基本目標とキャッチフレーズは以下のとおりです。

### 基本目標

「清流が育んだ歴史・産業が織り成す“水郷のべおかの景観”づくり」

### キャッチフレーズ

「どら、やっちみろかい! “住んでよし、訪れてよし”の延岡景観づくり」

# 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき延岡市の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする延岡の景観を実現していくために、本市の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を定めました。

## 基本方針

### ●まちなみ

多様な資源が織り成す延岡固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます！

### ●歴史・文化

時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育んでいきます！

### ●自然

延岡の風土を育む海山川の織り成す景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します！

### ●協働

延岡の景観における特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で景観づくりを推進していきます！



## 景観計画区域



届出の対象区域については、  
**「延岡市全域」**とします。

また、景観形成上特に重要な地区については、「景観形成重点地区」に指定して、地区ごとに定める基準などにより重点的・先導的に景観形成を推進します。

### 景観形成重点地区

- 城山周辺地区
  - シンボルロード周辺地区
- の2地区を指定しています。

## 景観づくりの推進体制

### 市民・事業者・行政の役割

#### ●市民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮など



#### ●事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する建物に配慮など

#### ●行政

- ・良好な景観づくりに対する市民への意識啓発活動
- ・各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・公共事業における景観に関するチェック体制の整備
- ・道路、河川の清掃、花植え等による演出
- ・市民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・重要な景観資源については、「延岡景観資源」として公表など

## 建築物等の誘導

### 景観構造別景観形成方針

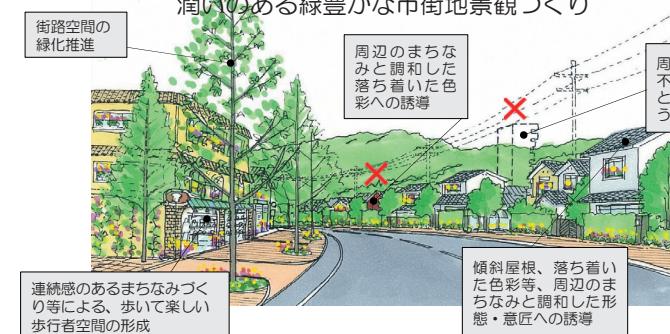
#### 中心市街地景観ゾーン

魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり



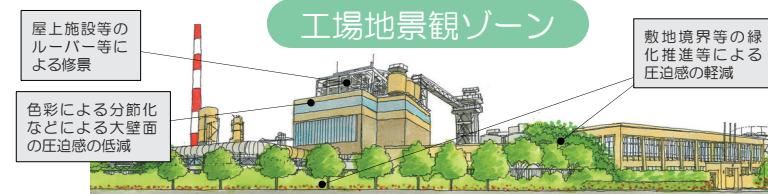
#### 一般市街地景観ゾーン

潤いのある緑豊かな市街地景観づくり



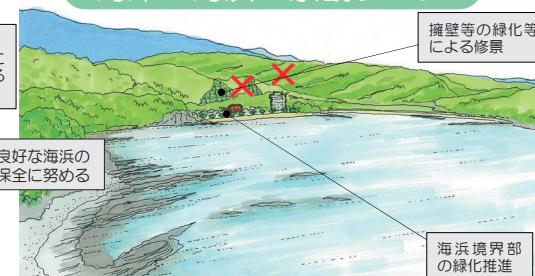
#### 工場地景観ゾーン

延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり



#### 海岸・海浜 景観ゾーン

変化に富んだアリスの美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり



#### 山地景観ゾーン



周辺の山地景観と調和した工作物等への誘導

### 景観構造 詳細区分図

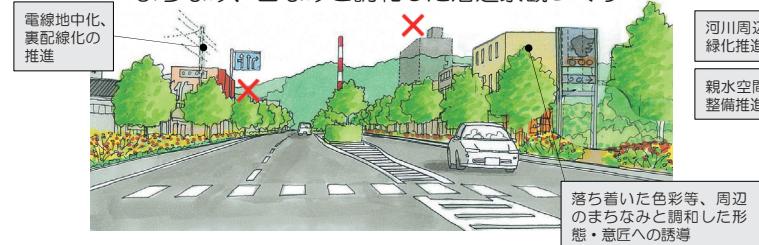


#### 凡 例

中心市街地景観ゾーン
一般市街地景観ゾーン
工場地景観ゾーン
幹線道路景観軸
河川景観軸
田園・山地景観ゾーン
海岸・海浜景観ゾーン

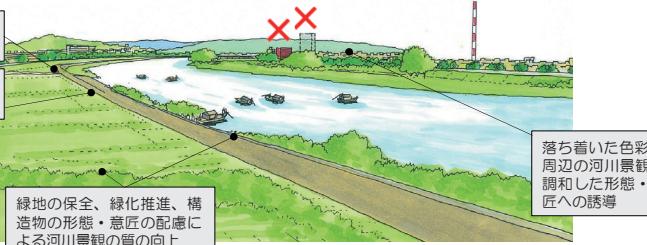
#### 幹線道路景観軸

まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり



#### 河川景観軸

“水郷のべおか”にふさわしい河川景観づくり



#### 田園景観ゾーン

周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり



## 景観形成重点地区

### 景観形成重点地区(2地区指定)



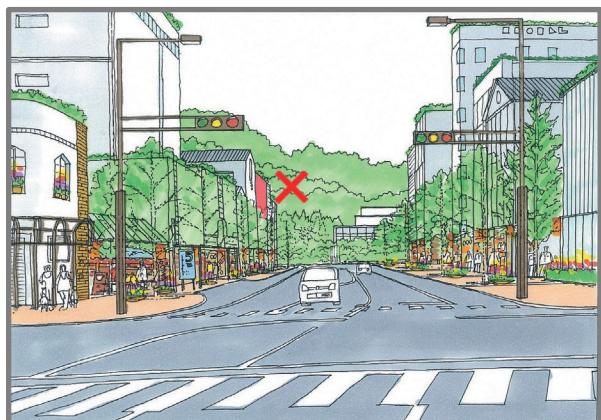
### 景観形成重点地区における景観形成方針

#### 城山周辺地区



城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと  
風格のある城下町景観づくり

#### シンボルロード周辺地区

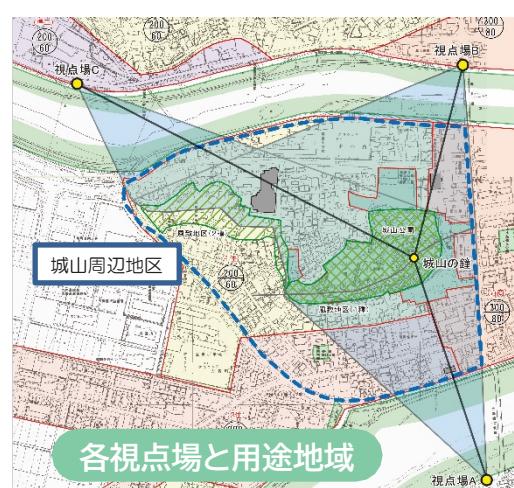


背景の城山と調和した、魅力と賑わいのある  
まちなか景観づくり

### 景観形成重点地区における建築物等の高さ制限

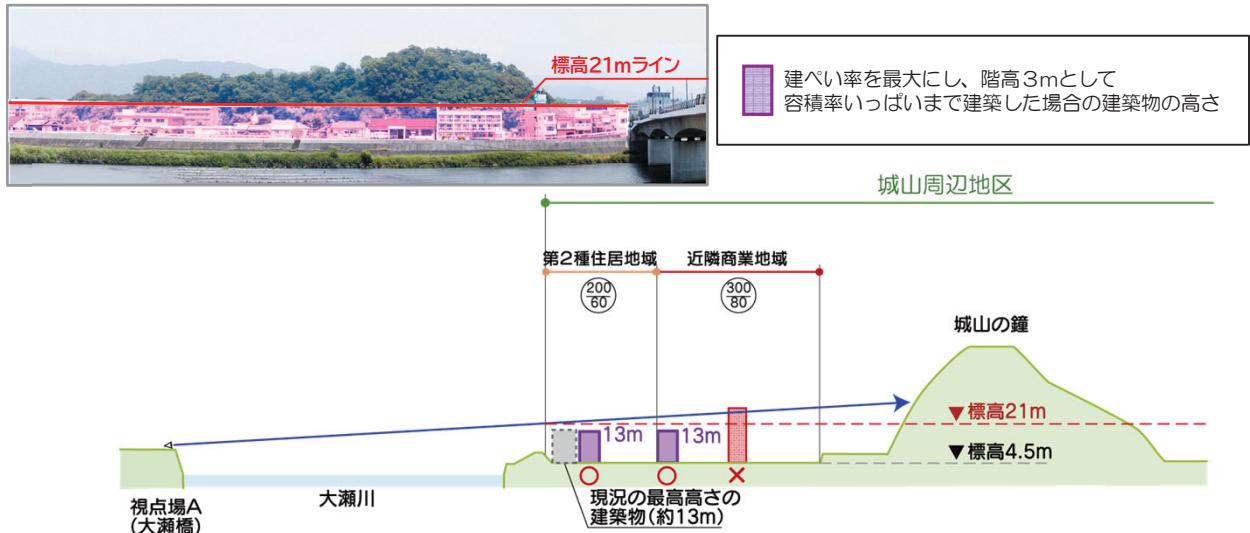
#### 建築物等の高さ基準

主な視点場から城山への良好な現状の眺望景観を保全するために、現況の建築物等の最高高さや、法定容積率・建ぺい率との整合性を検討したうえで、建築物等の高さの制限を「標高21m以下（城山周辺地区のみ）」と定めました。

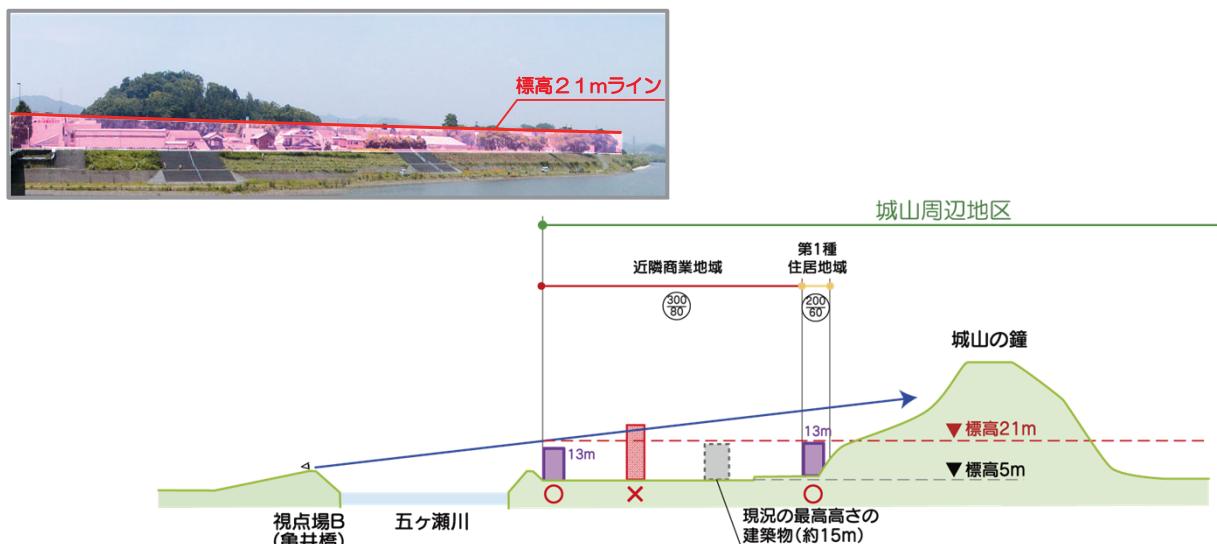


## 各視点場からの城山への眺望と断面図

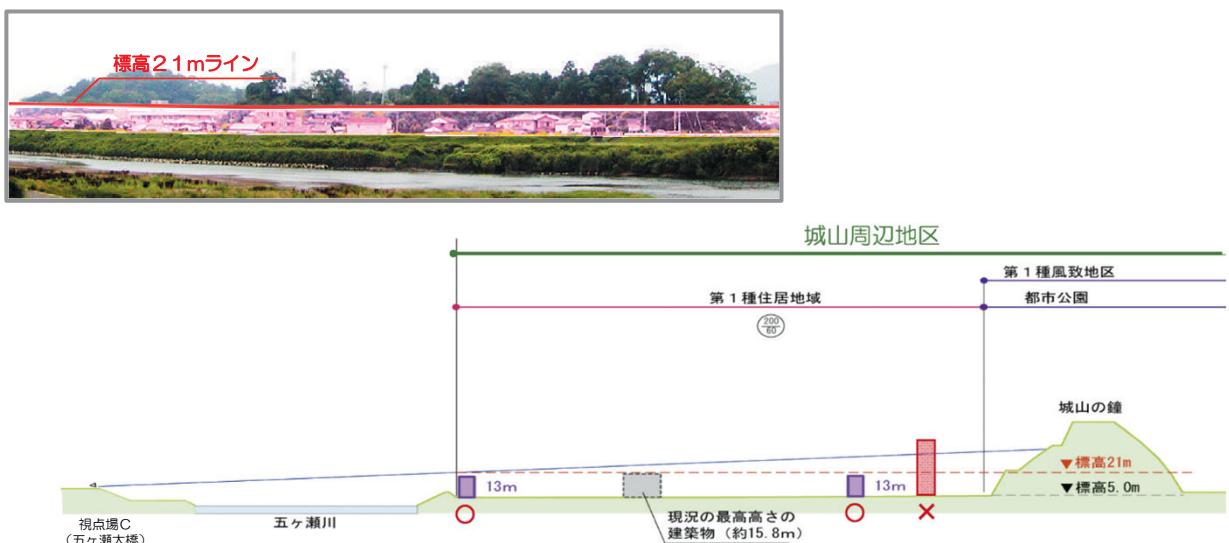
### 視点場A（大瀬橋）から城山方面への眺望と断面図



### 視点場B（亀井橋）から城山方面への眺望と断面図

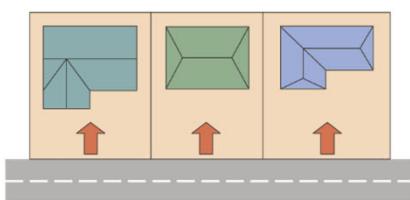


### 視点場C（五ヶ瀬大橋）から城山方面への眺望と断面図



# 建築物・工作物の景観形成基準

## 配置



壁面を道路境界線から後退させることにより、ゆとりある空間を創出します



壁面の位置や、塀・植栽などでもまちなみの連続性を確保しています

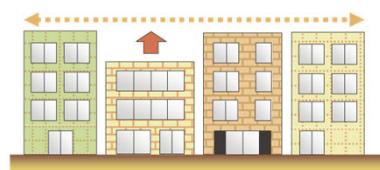


オープンスペースに植栽などを配し、うるおいのある空間を創り出しています

## 高さ



自然地域や田園地域においては、これらに馴染んだ建物高さとすることにより、美しい自然景観・田園景観を保全していくことが望されます

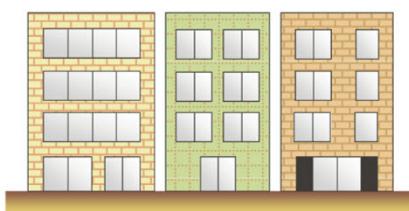


周囲の建物とスカイラインを合わせることにより、まちなみの統一感を創出します



建築の高さを周囲のまち並みと調和させることで、連続感や統一感を演出し、落ち着きのある景観を形成することができます

## 形態・意匠



建物の形態・意匠を周辺のまちなみと揃え、落ち着きのある形態・意匠となっています



建築物の形態やファサードデザインの統一によって、連続性のあるまちなみを形成しています



壁面を後退し、ベンチやイーゼル看板を置くことで、にぎわいを演出しています

## 色彩・素材



外壁や屋根の色を低彩度、低明度にすることで、彼岸花の赤や田んぼの緑といった自然の色が映えます

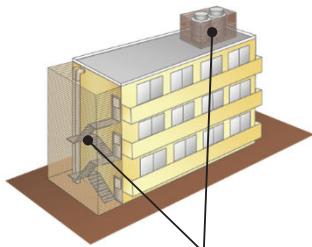


隣り合う建物の色彩に連続性を持たせることにより、まちなみまとまりと落ち着きをもたらすことができます

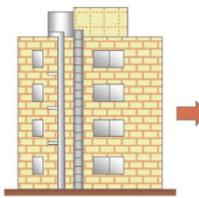


地元の素材である新月伐採材を用い、延岡らしい景観を形成しています

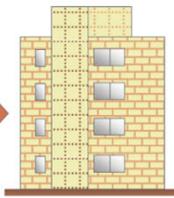
## 屋外設備類



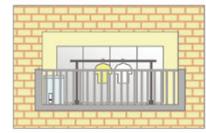
建築設備は、壁面に露出しないよう配慮し、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いや色彩等で目立たないように配慮します



露出配管で外観が統一されておらず、煩雑な印象を与えています



給水管・ダクト等は外壁に露出しないよう工夫します



ベランダやバルコニー類は周囲の景観と調和するデザインとします

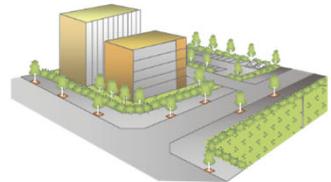
## 外構・緑化



公共の場から見える場所はできる限り植栽などを設けます

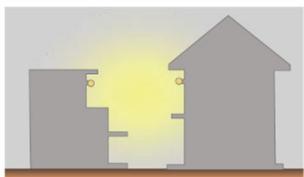


地域の風土に合わせた樹種を採用することで、地域固有の景観が保全されるよう配慮しています

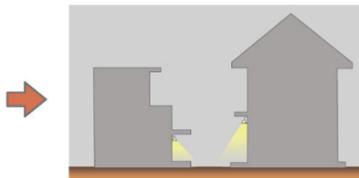


駐輪場、駐車場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽または自然素材による修景を行うよう配慮します

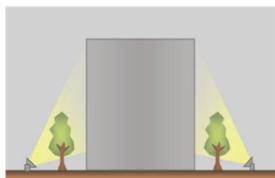
## 照明



周辺に過剰な光が散乱し、周辺の環境に影響を与えています



照明の方法や光源の配置を工夫することで、落ち着きのある照明となります



デザイン性の高いライトアップで夜間景観を演出しています

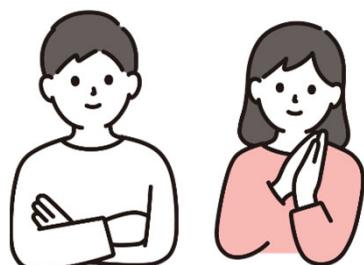
## その他



光を通す材質の屋根にすることでアーケードに開放感が生まれます



定期的な維持管理で美観の維持に努めています



# 景観法・景観条例による届出

## 届出対象行為

下記の「届出の規模」に該当する物件については、市長（都市計画課）へ届出が必要です。

### 市内全域（景観形成重点地区を除く）での届出対象行為

届出物件	届け出対象行為	届出の規模
建築物	新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	・高さ13m以上、または、延べ面積500m <sup>2</sup> 以上の建築物 ・延長30m以上のアーケード
工作物	新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	・高さ13m以上

#### 【参考】工作物の種類

- ① 煙突
- ② 電波塔、鉄塔その他これらに類する工作物
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類する工作物
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類する工作物
- ⑤ 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ⑥ ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
- ⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製品の製造を行う施設
- ⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する工作物
- ⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

### 景観形成重点地区での届出対象行為

届出対象行為	届出の規模
建築物の新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	全ての建築物
工作物の新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上
土地の形質の変更	区域面積3,000m <sup>2</sup> 以上、または、法面高5m以上
木竹の伐採または移植	区域面積3,000m <sup>2</sup> 以上、ただし、維持管理のための伐採または、移植については届出の対象外とします。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵	集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、500m <sup>2</sup> 以上または、高さ5m以上

（注）区域面積については、水平投影面積とします。また、集積等の面積については、点在して集積する場合、その全ての箇所を囲んだ範囲とします。（11ページ参照）



## 届出対象除外行為（建築物・工作物）

下記に該当する行為については、届出が不要です。

### 景観計画区域（景観形成重点地区を含む）での届出を要しない行為

行為	届出対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10m <sup>2</sup> 以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）または屋根面の水平投影面積（※）の5分の1以下となるもの（※：広告の面積を含む）

#### ●その他届出を要しない行為

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 仮設の工作物の建設等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
  - ・都市計画法（地区計画等に定められた事項）  
※地区計画等に定められた制限等が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
  - ・文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、延岡市文化財保護条例
  - ・屋外広告物法
- (7) 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
  - ・景観重要建造物
  - ・景観重要樹木
  - ・景観重要公共施設
- (8) 国の機関又は地方公共団体が行う行為
- (9) 既着手行為（平成23年9月30日までに着手している行為）



# 色彩、建築物の高さ等に関する考え方

## 景観計画区域内における色彩の考え方

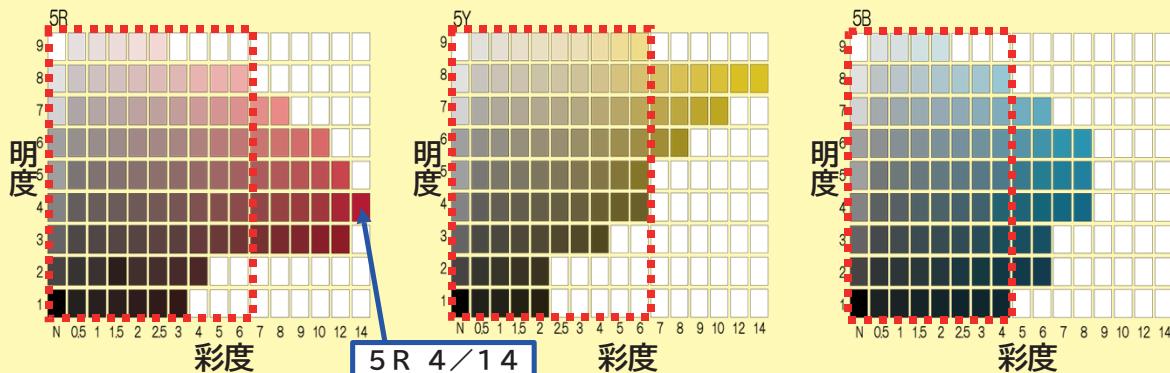
### 色彩の基準

延岡市全域における建築物等の色彩は、マンセル値※を用い、表の範囲とします。

対象地域	色相 (色あい)	明度 (明るさ)	彩度 (鮮やかさ)
延岡市全域	R・YR・Y	制限なし	6以下
	その他	制限なし	4以下



### 基準の例

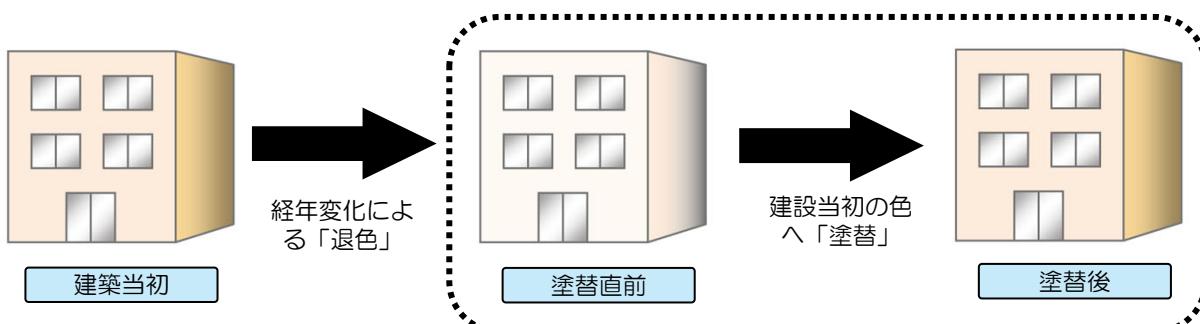


※マンセル値とは、「色相(色合い)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」の数値を用いて表記した色の値です。

例えば、「5R 4/14」のように表記します。この場合「5アール、4の14」と読み、色相5R、明度4、彩度14を表します。

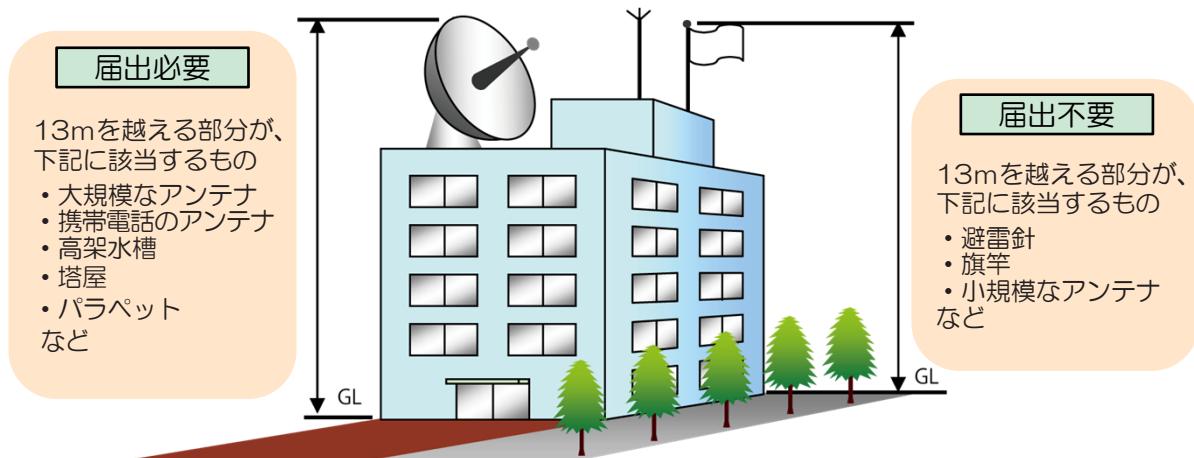
### 色彩の変更について

色彩の変更とは、模様替や塗替等を行う前の外観（色彩）と行った後の外観（色彩）が変更となることですので、建築当初の色彩に塗り直したり、模様替を行う場合も、届出対象となります。

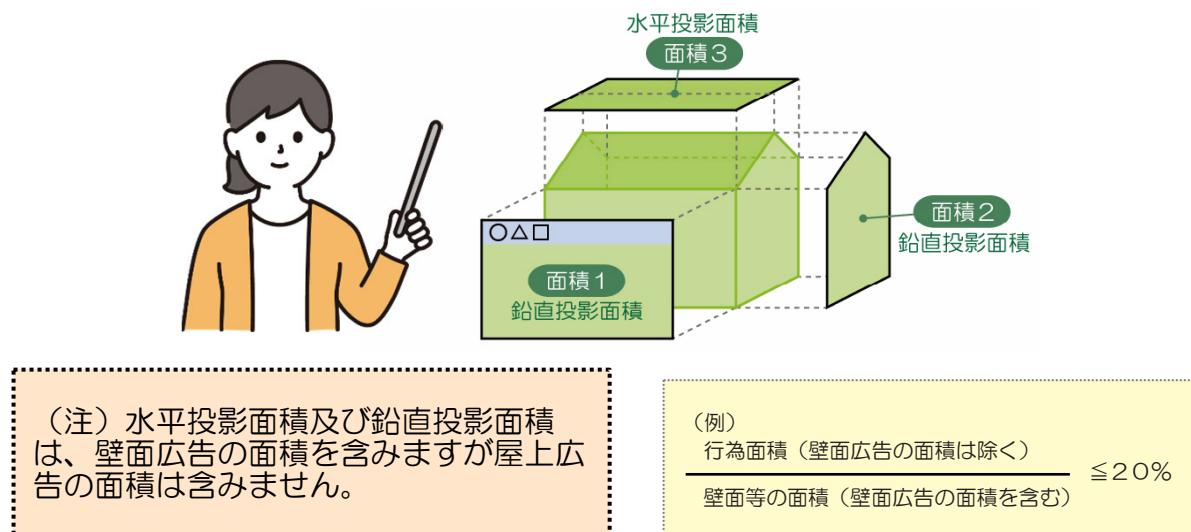


## 建築物の高さ・各壁面における行為面積の考え方

### 建築物の高さの考え方

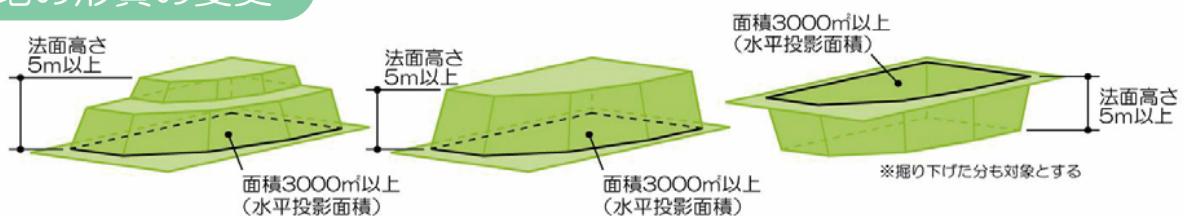


### 各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積の考え方

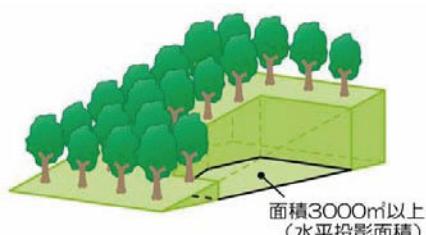


### 景観形成重点地区における建築物・工作物以外の届出対象行為の考え方

#### 土地の形質の変更



#### 木竹の伐採または移植

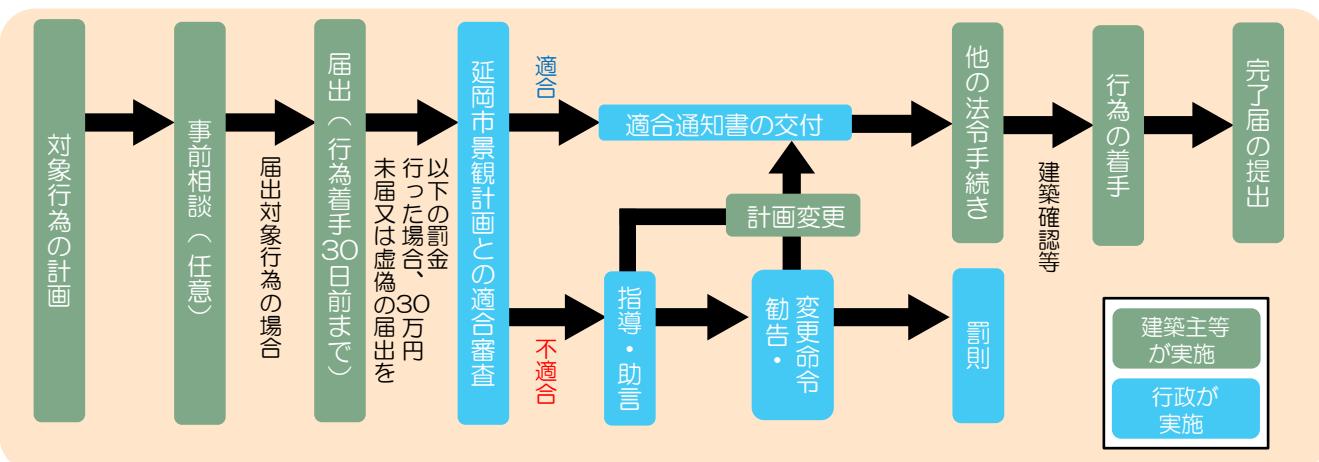


#### 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵



# 届出手順と必要書類、届出・問い合わせ先

## 景観法および延岡市景観条例に基づく届出の手順



## 届出に必要な書類等

行為	図書	
	種類	備考
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転または外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	付近見取図	縮尺2,500分の1以上
	配置図	敷地境界及び建築物の位置、縮尺100分の1以上
	立面図	色彩が施された2面以上の立面図で、色彩についてはマンセル値を記載すること。縮尺50分の1以上
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真とすること。2方向以上撮影
土地の形質の変更	付近見取図	縮尺2,500分の1以上
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。のり面については、処理方法及び使用材料等を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真とすること。2方向以上撮影
木竹の伐採または移植	付近見取図	縮尺2,500分の1以上
	平面図	木竹の位置、伐採及び移植の区域、木竹の名称を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真とすること。2方向以上撮影
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵	付近見取図	縮尺2,500分の1以上
	平面図	集積又は貯蔵の区域を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真とすること。2方向以上撮影

## 届出および問合せ先

お問合せの主な内容	担当課	ご連絡先
建築計画等の事前相談に関すること	都市建設部 都市計画課	〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2-1 TEL:0982-22-7022(直通) FAX:0982-31-3186 E-mail: toshi-k@city.nobeoka.miayazaki.jp
景観計画区域内における行為の届出に関すること		
景観形成重点地区に関すること		
色彩基準に関すること		
景観計画に関すること		
景観条例に関すること		
開発行為に関すること	都市建設部 建築指導課	TEL:0982-22-7034(直通) FAX:0982-31-3186
建築確認申請に関すること		



発行 延岡市

〒882-0861 宮崎県 延岡市 東本小路2-1  
TEL 0982-22-7022 FAX 0982-31-3186  
URL : <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>

編集 延岡市都市建設部都市計画課